

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		市民活動サポートセンター特別設備設置等の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市市民活動サポートセンター条例 さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則
条 項		条例：第 10 条 規則：第 10 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6403)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・センターを利用する者は、特別の設備をし、又は規則で定める以下の物品を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (1) センターの電気を使用しなければ利用することができない物品（市長が別に定める物品を除く。） (2) 火気等を発生させ、又はそのおそれのあるものとして市長が別に定める物品 (3) センターの施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、若しくは破損し、又はこれらのおそれのあるものとして市長が別に定める物品
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 28 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 19 年 10 月 25 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		

